

効果的な資源管理、漁業経営の安定のための活動を支援します

～ 資源管理の推進・漁業収入安定対策事業 ～

支援内容

<資源管理の推進>

- 効果的な資源管理に向け、IQ(個別割当)方式導入の効果実証等を実施するとともに、漁業者等が行う資源管理計画の評価・検証を支援します。
また、他魚種転換等の経営多角化等、収益性向上のための取組を支援します。

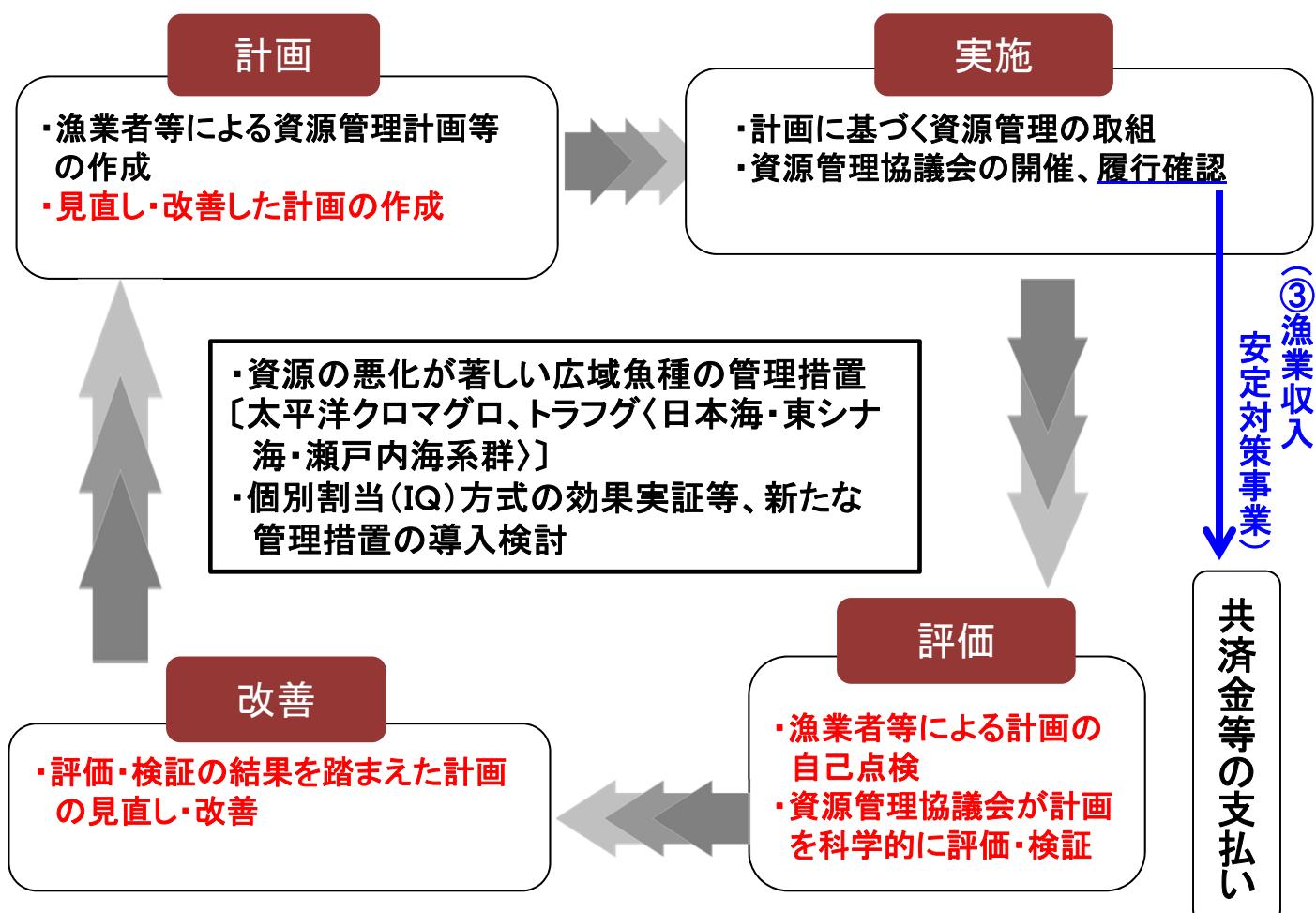
<漁業収入安定対策事業>

- 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収を補填します。
- 太平洋クロマグロの未成魚の漁獲量削減に伴い厳しい資源管理に取り組む漁業者については、減収の補填割合を引き上げます。

事業の流れ

<(1)資源管理高度化推進事業>

資源管理計画への参画を促進し、既存計画の評価・検証を踏まえた、見直し・改善を行い、水産日本の復活に向けて資源管理指針・計画体制の強化を図ります。



<②漁業構造改革総合対策事業>

改革計画の策定及び実証

① 地域協議会の設置

承認

水産庁長官

② 改革計画の策定

水産庁、水産業・漁村活性化
推進機構による計画づくりの
支援

地域協議会において、

- ・漁業者グループによる検討
- ・他魚種転換等の経営多角化 等について検討。

③ 中央協議会による審査、認定

承認

水産庁長官

(一部のメニューでは、「浜の活力再生プラン」の策定が必要。)

④ 認定された改革計画に基づく実証事業の実施

助成

- ・地域協議会において取組状況をチェック

補助対象経費の考え方

経費

補助金から助成する額のうち、
1／3、1／2、1／3相当額の
を償却する前利益が発生する
ライン

(補助)

用船料相当額
減価償却費
漁具等償却費
消耗品費
修繕費 など

収入

(補助)

(自己負担分)

返還は不要

基金から助成

〈運航経費〉
人件費
燃油費
えさ代
氷代
魚箱代
その他資材費
販売費
その他経費

水揚金

基金に返還

<③漁業収入安定対策事業>

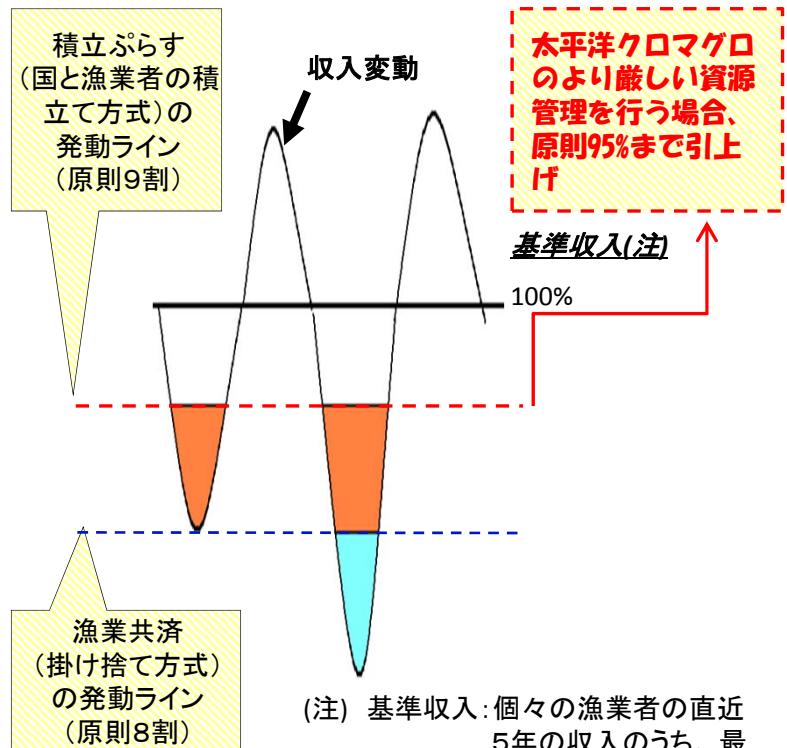
資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が自ら取り組む「資源管理計画」を作成し、これを実施
- 養殖の場合、漁協等が作成する漁場改善計画の下、適正養殖可能数量を遵守

漁業収入安定対策

- 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
太平洋クロマグロの未成魚の漁獲量削減に伴い、厳しい資源管理に取り組む漁業者については、減収の補填割合を引き上げ
- 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対し補助

※ 補助額は、漁業共済掛金の30%(平均)、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当



(注) 基準収入:個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年(5中3)の平均値

①資源管理高度化推進事業

【事業内容】

資源管理指針・資源管理計画体制における資源管理計画等の評価・検証及び高度化の推進とIQ方式を試験的に導入する実証調査等に係る体制整備や調査等に支援します。

【実施主体】①民間団体等、②都道府県資源管理協議会

【事業要件】①IQ方式の実証試験、大臣管理漁業等における資源管理計画等の評価・検証等を実施し、公募要件を満たす民間団体等
②知事管理漁業における資源管理計画等の評価・検証等を実施し、都道府県資源管理協議会の要件を満たす協議会

【補助率】定額

②漁業構造改革総合対策事業

【事業内容】

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入等により、収益性向上の実証に取り組む場合に必要な経費を支援します。

【実施主体】漁業協同組合等

【実施要件】強度な公的資源管理措置が導入される場合に他魚種転換等の経営多角化等を行います。

【補助率】定額（用船料相当額の1/3、1/2以内等の一定額を助成）

③漁業収入安定対策事業

【事業内容】

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填を行います。

また、太平洋クロマグロを対象とする漁業のうち、沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業を積立ぶらすの強度資源管理タイプ（原則9割5分まで減収補填の発動ラインを引き上げ）へ追加します。

【実施主体】全国漁業共済組合連合会

【実施要件】

漁業共済の加入者のうち資源管理計画に参加する漁業者又は漁場改善計画に参加する養殖業者を対象とします。

【補助率】定額

詳細については、

①の事業については、水産庁資源管理部管理課(☎03-3502-8437)

②の事業については、水産庁資源管理部漁業調整課(☎03-3502-8469)

③の事業については、水産庁漁政部漁業保険管理官(☎03-6744-2356)
へ御相談ください。